

下野市都市計画審議会 議事録

審議会名 令和3年度第23回下野市都市計画審議会
日時 令和3年9月27日(月) 午前10時から午後0時30分まで
会場 下野市役所 4階 議会特別会議室
出席者 長田哲平委員、伊澤健二委員、長光博委員、熊田裕子委員、熊倉雄一委員、
岡本鉄男委員、中村節子委員、相澤康男委員、嶋田幸男委員、
菊地常夫委員、大橋孝治委員、神山ゆう子委員
【欠席委員】小島恒夫委員、森平芳彦委員
市側出席者 保沢明建設水道部長
(事務局) 篠崎国男都市計画課長、川俣貴史課長補佐、赤羽根勝之主幹、
鈴木昌和主幹、飯野博之副主幹
公開・非公開の別 (公開 ・ 一部公開 ・ 非公開)
傍聴者 感染症対策のため傍聴受付なし
報道機関 なし
議事録作成日 令和3年10月29日

1 開会

(篠崎課長)

当初8月19日に開催する予定でしたが、緊急事態宣言等諸般の事情により本日になりご迷惑をお掛けしお詫び申し上げます。令和3年度第23回下野市都市計画審議会を開会します。感染症対策として、WEB環境が整っている長田会長と栃木土木事務所長はWEB会議としています。

2 部長あいさつ

(保沢部長)

日頃より本市の都市計画行政につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。緊急事態宣言下、またお忙しいなかご出席を賜り厚く御礼申し上げます。議案のなかの立地適正化計画と景観計画は本審議会から意見を頂きながら策定・改訂するものです。緑の基本計画と都市交通マスタープランは本審議会へ進捗状況を報告します。忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

3 会長あいさつ

(長田哲平会長) 感染症対策として、現地とオンライン同時というハイブリット環境での開催とさせていただきます。今回は、部長あいさつにあったとおり、4件の議題のうち2件は本審議会からの意見を求められ、後の2件は報告です。忌憚のないご意見を頂きながら進めたいのでよろしくをお願いします。

4 今年度の開催スケジュール等について

(事務局)

今年度は4つの計画を策定するので、今後のスケジュールを資料1に基づき先に説明します。

- 都計審は当初8月中旬であったが、延期によって本日になった。
- 立地適正化計画と景観計画は法に基づき市長から本審議会会長へ諮問し、答申頂く。
緑の基本計画と都市交通マスタープランはご意見を頂く。
- 景観計画と緑の基本計画は景観計画策定委員会で検討、都市交通マスタープランは都市交通マスタープラン検討委員会で検討している。10月下旬、両委員会を開催し素案を検討する予定である。
- 11月中旬の次回の本審議会では市長からの諮問を受け、計画素案をご検討頂きたい。
- 11月下旬から12月上旬には市議会に計画素案を説明する予定である。
- 市議会説明後、1月上旬までパブリックコメントを実施する予定である。
- 2月上旬、景観計画策定委員会と都市交通マスタープラン検討委員会を開催し、パブリックコメント結果の説明とその対応について検討頂く予定である。
- 2月中旬、本審議会を開催し、4計画のパブリックコメントの結果と対応、立地適正化計画と景観計画の答申案についてご検討いただく予定である。
- 景観計画は市長告示が必要であり、2月下旬に告示予定である。
- 2月下旬、市議会へ最終報告し、景観計画は景観条例の制定が必要なので市議会に上程する予定である。
- 3月下旬、立地適正化計画、緑の基本計画、都市交通マスタープランを策定する予定である。
- 景観条例は、4月頃の県景観計画審議会での手続きが必要である。また、条例周知期間も必要であるので、条例の施行は7月を予定している。

5 議 事

(事務局) 下野市都市計画審議会条例第5条第2項では、「委員及び議事に関係の

ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」と規定されています。

本日の出席者は12名です。過半数を超えているので、成立要件を満たしていることを報告します。

議事進行は、同条例第5条第1項の規定に基づき、長田会長にお願いします。

(長田哲平会長) 事務局報告のとおり、定足数を満たしているのでこの審議会の成立を宣言します。議事録署名人は、伊澤健二委員、長光博委員にお願いします。議事に入ります。事務局より議案第1号を説明願います。

(事務局) 資料2、資料3を説明します。

◆資料2

- 計画改定の必要性は2つある。1つ目は、都市再生特別措置法が令和2年6月に改正され、立地適正化計画のなかに防災指針を記載することが義務付けられたことである。
- 2つ目は、今年3月末にしもつけ産業団地の下坪山、花田、絹板の一部、市役所敷地の笹原の一部が市街化区域に編入されたことにより、誘導区域を見直すためである。
- 現在、現行計画をベースに防災指針の策定と都市構造の分析を踏まえ、改定内容について事務局内で検討を進めている。

◆資料3

- 3Pで、都市再生特別措置法の一部改正は、安全なまちづくりと魅力的なまちづくりの2つに区分されるが、立地適正化計画の関係は安全なまちづくりの中の災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりの部分である。
- 4Pで、イメージ図の右上が立地適正化計画の強化の部分であり、居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外すること、居住誘導区域内で行う防災対策・安全対策確保を定める防災指針の作成が該当部分である。
- 5Pで、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等がレッドゾーンである。イエローゾーンは浸水想定区域や土砂災害警戒区域等である。
- 6Pは下野市の状況である。姿川、田川、鬼怒川沿いはハザードエリアだが、市街化区域内の居住誘導区域と都市機能誘導区域はハザードエリアではない。土砂災害のハザードエリアはない。大規模盛土造成地は石橋消防署付近にあるが、市の調査では安全性に問題のあるエリアではない。
- 本市の居住誘導区域と都市機能誘導区域内には災害ハザードエリアはないという整理である。
- 7Pは防災指針の記載例であり、本市では地震への対策等について記載していく。
- 8Pのように、防災指針には、防災指針目的等、災害リスク分析と課題の抽出、防災まちづくりの取り組み方針、防災まちづくりに向けた取組について記載するよう、現在、調査、検討を進めている。

(長田哲平会長) 法改正により防災指針の記載が義務付けられたことへの対応と、区域区分の変更に伴う誘導区域の変更の説明でした。ご意見、ご質問はあ

りますか。

(熊倉雄一委員) 内容は典型的なものであり問題はないと思う。都市再生特別措置法で位置づけられた立地適正化計画と都市計画法第18条の2の市町村都市計画マスタープランとの差異はどういったものなのか。立地適正化計画について、国から言われて改定するのではなく、市ではどういうことをねらっているのか。

(長田哲平会長) 事務局回答願う。
(事務局) 都市計画マスタープランは市全体をどのようにしていくのかを記載するプランであるが、立地適正化計画は都市計画マスタープランを高度化しさらに具体的にどうしていくのかを記載している計画であると認識しており、今まで計画を策定し進めている。改定のねらいについて、一つ目は、法で義務付けられた防災指針を記載することである。二つ目は、去る3月末に区域区分の変更により市役所周辺が市街化区域に編入されたが、市としては都市計画マスタープランで市役所周辺の地域を都市核として整備していくという計画であるので、対外的に推し進めていくうえでも、市役所周辺を立地適正化計画のなかで取り扱っていきたいという思いからである。

(長田哲平会長) 熊倉委員、今の回答でよろしいか。

(熊倉雄一委員) はい。

(長田哲平会長) 他にあるか。具体的な案は今後提示されるので、その時にご意見を頂きたい。第1号議案の立地適正化計画の改定については、今後、皆様のご意見を頂きながら検討していきたいので、今回は計画改訂方針について問題ないということでご承認いただきたいが、異議がある方はいらっしゃいますか。

～ 委員からの発言なし ～

(長田哲平会長) ないようなので、原案どおりでご意見はないということにしたい。議案第2号の景観計画の策定状況について事務局から説明願う。

(事務局) 資料4、資料5を説明します。

◆資料4

○この計画では、計画の概要を述べたうえで、本市の景観特性と課題を整理し、景観計画の区域を市全域に指定したうえで、区域の中での良好な景観形成に関する指針を定める。ポイントとなるのが、良好な景観形成のための行為の制限であり、今回ご検討頂きたい。次に、良好な景観の形成に関する事項では景観重要建造物等の考え方の整理、最後は景観づくりの推進方策という構成である。この計画は景観計画策定委員会で検討し現在に至っている。

○6Pの景観特性と課題の整理で、(1)の自然的景観の眺望景観について、重要度は平均より低く満足度は平均を上回っているのが、概ね現状にご満足頂いていると捉えている。今後も景観を維持していくことが必要である。河川景観について、満足度は平均を上回っているが重要度も平均を上回っているのが、さらなる魅力の向上が求められる。

○9Pの(2)農村的景観について、重要度は平均を若干下回っているが満足度は高い。

前回の景観計画策定委員会では、農村的景観は保全していく必要はあるものの、誰が保全していくのかという議論があった。農業に従事されている皆様の日頃からの生産活動に伴って副次的に農村景観が守られているという認識から、文言を修正のうえ次回の景観計画策定委員会に提示する予定である。

- 11Pの(3) 都市的景観のうち住宅景観について、満足度も平均を上回っていて、重要度も平均を上回っているため、都市部に住む方にとっては重要である。商業地景観は、重要度が高い一方で満足度は低く、強く改善が求められている。駅周辺の空地と空き店舗の解消が重要である。工業地の景観は重要度が平均を大きく下回っているが、満足度は平均を若干下回っていることから、工業地と住宅地の棲み分けができていて、計画的土地利用ができていないかという分析である。公園・緑地景観は、満足度と重要度ともに平均を大きく上回っていて、本市の誇る大切な景観であるという分析である。道路・鉄道景観は、満足度と重要度とも平均を若干下回るが、道路は景観を捉える視点場としてだけでなく、道路そのものも景観の一部であるという考え方に基づき、良好な景観の形成を図る必要がある。
- 18Pの(4) 歴史的景観の本市の代表的な歴史景観については、満足度と重要度とも平均値を上回っていて、更なる魅力の向上が求められる。地域における身近な歴史景観については、重要度は平均値を上回っているが、満足度は平均より若干低く改善が必要である。
- 21Pの(5) 文化的景観の伝統行事・イベント景観については、満足度と重要度とも平均を下回るが、本市を特徴づける景観のひとつであり、今後も大切にしていく必要がある。特徴的な営みの景観については、干瓢の生産につて課題を整理している。
- 23Pの(1) 景観計画区域は下野市全域を指定したい。(2) 景観形成重点区域は、地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成を図るべき区域である。具体的には、歴史的風致の関係から重要な地区である薬師寺地区と国分寺地区を候補地としてこの計画で取り上げた。候補地といっても、様々な規制が伴うため、地元の方のご意見を伺いながら慎重に対応する必要がある。
- 26Pの良好な景観の形成に関する方針では、景観計画策定委員会にて「人・自然・文化が織りなす風土を 未来へつなぐ 下野市」と決めた。28Pの基本目標は3つの目標を委員会で検討してきた。
- 28Pの景観構造別の景観形成方針はエリア別で考えるということである。面的には田園景観、住宅地景観、商業地景観、工業地景観の4つに区分した。線的には交通警官軸と河川景観軸を設定した。点的景観は都市活動拠点と観光交流拠点を設定した。
- 33Pからがポイントとなる。良好な景観形成のためには一定の行為の制限が必要である。(1) 建築物等の行為の制限の考え方では、下野市全域で良好な景観形成のため配慮に努めていただくことになる。一定規模の行為については景観計画と景観条例に基づき届け出いただくことになる。(2) 建築物等の行為の制限事項で、①景観法第16条の届出対象行為は、一定の行為のなかでもさらに影響が大きいと思われるものは事前に市に相談していただくようにしたい。②景観法17条の特定届出対象行為について、ある一定の建物等の建築を制限することはなかなかできないが、変更命令できる行為を条例で定めるという内容である。

- 34Pからは各行為に対する制限である。建てるのを制限するのではなく、建てる際には配慮していただくということであり、景観を緩やかに誘導していくということである。建築物は、高さ10mまたは建築面積1,000㎡を超えるものは届け出ていただく。高さ13メートルまたは建築面積1,000㎡をこえるものは事前協議をしていただく。建築物は変更命令ができる。工作物は一般的な分類で整理していて、例えば、さくは高さ3メートルをこえるものは届け出ていただき、5mをこえるものは事前に協議頂く。変更命令も出せる。再生可能エネルギーに関する自立型構造物は太陽光発電施設である。前回の景観計画策定委員会で、太陽光発電施設届出規模の事務局当初案は1,000㎡以上であったが、1,000㎡では緩いのではないかというご意見があった。これを踏まえ、事務局内で検討しているところであり、次回の景観計画策定委員会にはご提示したい。事務局内でも500㎡を検討材料としているところである。36Pの開発行為は区域面積10,000㎡を超えるもので、事前協議や変更命令はない。開発行為はそもそも許可が必要で、許可の際には市都市計画課開発指導グループで様々な指導をしているからである。
- 37Pの(3)届出等手続きの流れで、届出の必要のないものは良好な景観形成のために配慮に努めていただきながら行為着手となる。届出対象行為のうち大規模行為は事前協議をしていただく。大規模以外は直接届出していただく。届け出内容は適合審査により助言と指導をさせていただく。場合によっては、勧告または変更命令もありうる。適合通知書が出て行為に着手するということになる。
- 38Pの景観形成基準で、共通事項が3点あり、大前提として配慮していただく。建築物、工作物を作る方や開発行為をする方にはゾーンごとの項目に配慮いただく。
- 44Pの良好な景観の形成に関する事項で、(1)景観重要構造物、(2)景観重要樹木、(3)景観重要公共施設について、指定方針と指定の基準を定めている。条例で手続きの方法を定め、それに則り指定していく。指定候補例を指定することが考えられるが、指定していくという訳ではない。
- 47Pの(4)屋外広告物について、現在は栃木県屋外広告物条例で規制しているが、今後どのように規制していくべきか、あるいは、市独自の屋外広告物条例を制定していくべきかを検討する。
- 48Pの(5)太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設については、届出対象行為及び景観形成基準に位置づけることとしたことの記載である。
- 49Pの景観づくり推進方策について、市民と行政と事業者の役割を記載している。また、様々な推進方策を進めていく。特に、景観審議会の設置について、3月議会に条例を上程し設置していきたい。来年度以降は、景観審議会からご意見を伺いつつ、様々な施策を展開していきたい。
- 来年3月までには計画を確定させ、来年7月には条例を施行したいと考えている。
- ◆資料5
- この資料は行為の制限を一覧表にまとめたものである。現在は栃木県景観条例を適用しているが、今後は市で定めた内容となる。

(長田哲平会長) この件についてご質問やご意見はありますか。

- (菊地常夫委員) 37Pで、届出対象行為は景観審議会ですら適正に審査されるので問題ないと思うが、届出対象行為以外の行為はどのように、コントロール、チェックするのか。
- (長田哲平会長)
(事務局) 事務局回答願う。
- (菊地常夫委員) 届出対象行為以外の行為は、事務的にはチェックする術はない。景観計画は、良好な景観に大きく誘導していくという捉え方である。ただし、計画を実行するにあたっては、広報紙等様々な媒体を通じ、計画ができたこと、市民の皆様にお願ひしたいこと、事業者の皆様にお願ひしたいことを今後、適宜、アナウンスしていきたいと考えている。
- (菊地常夫委員) それぞれのゾーンごとに景観形成方針を立てている。私は、対象施設以外も含んでいると認識している。事務局の説明で、届出対象行為以外の行為は、PRはするけれどもチェックするような形態にはなっていないということであれば、そもそもゾーンごとに分けて景観形成方針を立てる意味が少しないのではないかと思うがいかがか。
- (長田哲平会長)
(事務局) 事務局いかがでしょうか。
- (長田哲平会長)
(事務局) 他の自治体の事例も概ね同じような形である。ゾーンごとに、大きな行為がある場合は届け出ていただき、場合によっては指導させていただくようになるので、ゾーンが不要であるという認識はない。ゾーンを分けることによって、住んでいらっしゃる方、工作物を作ろうとする方には、その地域をご認識いただけるよう、じっくりと周知していきたいと考えている。
- (菊地常夫委員) 景観計画は市全体で取り組んでいくものである。大きな施設は目立つので重要度は高いが、それ以外の施設も同じような考え方でコントロールしていかないと、まち全体の景観としてはおかしなものになる恐れを含んでいるのではと思う。視点を正し、38、39Pの景観形成基準で、形態意匠や色彩は特に、調和のとれた、調和するというように曖昧である。基準として表現するにはこのくらいまでかなとは思ふ。ただし、どうしても形態意匠、色彩については主観的な判断が出てくるので、ガイドラインや対応マニュアル等を作っていく必要があると思う。大規模施設に限ったことであれば景観審議会ですらしっかり議論されるから必要ないが、田園や住宅地ゾーンがあるので、全体をある程度イメージして作らないと問題かなと思う。方法としては、例えば、確認申請の前に、市の景観条例と形態等の基準を提示するものを設計士さんに渡すことである。設計士は後で意見を言われても困る。事前に市で作成しておくべきかと思う。確認申請の際にはチェックが働く。より充実した景観形成を図るということであれば、そのようなことも検討頂くことが必要かと思う。また、材料の基準で、できる限りその地域で産出した材料またはその地域で伝統的に使用されている材料とは具体的に何なのか分からない。敷地の緑化についても、その地域で親しまれている樹種も分からない。具体的に提示できるようなガイドラ

インなりマニュアルを作っておかないと、実際に対応する側としては少し苦慮することになって、後々、トラブルの原因にもなるのではないかと思う。44Pの景観重要建造物で、公的な施設は問題ないが、私的な財産に関して指定する予定があるのかどうか、指定するとすれば、どういった規制や制限が発生して、それに対する補償があるのか。

(長田哲平会長)
(事務局)

事務局回答願う。

委員ご指摘のとおり、39Pの基準の運用は、マニュアル等が必要であると考えていて、今準備を進めているところである。景観計画では、景観形成基準は、お話し頂いたとおり、このような書き方しかないが、実際に規制をしていくなかでは、色の関係も含めマニュアル等を今後作っていくことになっている。確認申請前に指導について、現状では下野市は確認申請の窓口にはなっているが、審査機関ではない。現在は確認申請の審査は民間に開放されているので、市を通さずに確認申請が審査機関に届いてしまうのがほとんどである。そのような場合は、業者さんが市に来庁して土地利用の規制を聞く際に、一言付け加えるようになると思う。現状でも、業者さんが来庁した際には県景観条例と該当するかどうかを説明しているので、今後はもう少し詳しく説明することになると考えている。44P以降の景観重要構造物の指定について、民間の建物や樹木を指定することもできる。その際は所有者の方の承諾が当然必要になる。景観条例で手続きの仕方、規則で様式を定めただけで皆様にご提示したいと考える。仮に民間の建物が指定された場合の補償等については、今のところ、市として考えていないが、国も補助金を使って補修をするという制度もあると聞いているので、場合によっては、そのような対応になると思う。民間の建物を指定すると様々な規制がかかるので、指定には、周辺の方、所有者の方も含め慎重に対応していただくようになると思う。

(長田哲平会長)
(大橋孝治委員)

他にいかがでしょうか。

市として景観条例を作って進めていくことについて評価したい。下野市が発展していくためには、成熟したなかで、このような施策をどんどん進めていただきたい。ただ、進めていくにあたっては、菊地委員からお話があったとおり、実際の運用では、非常に大きな事務量になり、指導力等も必要になってくる。そのようななかで、市職員には、自己研鑽に努めていただき、市の景観条例を作ってよかったとなるよう、10年後、20年後を見据えて進めていただきたい。私の要望、希望であるので、よろしくお願ひしたい。

(長田哲平会長)
(中村節子委員)

他にいかがでしょうか。

この審議会に出席するにあたり、景観計画策定委員会第1回と第2回の議事録を読ませていただいた。そのなかで、街路樹への市民の関心が高いことが分かった。17Pには、「一部の道路では、景観を損ねる街路樹の剪定方法や眺望への配慮に欠けた屋外広告物の設置等によ

り、道路景観が損なわれることもなることから、適切な維持管理に向けて、市独自の屋外広告物条例の制定等について検討する必要があります。」と課題は挙げられているが、その対策にふれていないということが気になった。対策には、屋外広告物条例の制定しか記載されていないので、市民の関心が高いことへの対応策を書き加えてもよいのではないかと思うが市の考えは。

(長田哲平会長)
(事務局)

事務局回答願う。

街路樹は市道や県道といろいろあるので、そのなかで協議していく必要があります、これまでもそのような経過で実際に行っているところである。地元の方でも、街路樹を切ったほうがよいという方と切らないほうがよいという方がいる。当然、景観であるので、ある程度の緑について検討しなければならないとは考えている。これらを含め、緑の基本計画でも取り上げていて、緑視率の向上について目標設定しているのでご理解いただきたいと思う。屋外広告物条例は今後取り組んでいかななくてはならないが、細かい規則等がありすぐには着手できない状況である。今後、いろいろと検討していくなかで、できるだけ早く条例等の制定についても検討していければと考えている。

(中村節子委員)

資料7の緑視率と絡めながら話していきたいということだったので、緑視率についてここでふれることも可能性があるのかなと思った。街路樹を切る切らないの議論になると、落ち葉で困っているなどのクレームが来る方に対応が行きがちだと思うので、両方の意見を聴いて、どうしたら景観が良くなるのか、みんなが幸せになっていくことが良いと思うので、じっくりと考えていただきたいと思う。28Pの景観構造別の景観形成方針のうち、田園景観ゾーンについて、「平地林、屋敷林の荒廃や耕作放棄地の発生等、適切な土地の維持管理を誘導します。」と記載されているが、どういうふうにするのかということに記載していない。下野市にとって、田園景観ゾーンはとても重要なものだと思うので、もう少し具体性があっても良いのではと思う。この点はすごく悩んでいる問題で難しいとは思いますが、条例化する前にもう少し詰めていっていただきたいと思う。45Pの景観重要樹木であるが、少し前にウインター活性化委員会が銘木を選定した本を出した。民間の樹木もたくさん入っているが、その本に掲載されている樹木の指定を検討するつもりはあるか。

(事務局)

28Pの田園景観ゾーンの平地林等の件で、具体的な内容を記載していないことはご指摘いただいたとおりである。前回の景観計画策定委員会でも農業との関係についてご指摘いただいた。9Pの農村的景観の課題に文言を追加すると先ほど説明したとおり、大前提として、平地林と屋敷林は誰が所有しているかというところと農業に従事されている方である。下野市の場合もともと干瓢のためのたい肥や様々な農業のために使っていたが、現在はあまり農業で使わなかったので荒れてい

るといふことがあるかと思う。そのため、農業との連携が重要になると思つていて、事務局でも痛感しているところである。具体的な方策を景観の側からでは記載できないのが正直なところであるので、農業振興サイドと連携していきたい。市内景観計画策定委員会には産業振興部局もメンバーに入っている。ウインター活性化委員会の民間の選定樹木について、景観需要樹木に指定されると制限が非常にかかってしまうことになるので、市が指定したいということではなく、市民の皆様が「地域のシンボルだからぜひ指定してもらいたい」となり、所有者の了解も重なったうえで初めて指定していくという形であるので、現段階で市が指定したいということはない。景観計画が出来上がり、景観条例が制定され、景観審議会が立ち上がり活動していき景観への考え方が醸成されたなかで、それらの樹木を指定してはどうかというご意見が出てくれば、地元の方で議論していただいて市に提案していただくということになると思う。景観については、啓発が重要になると考えている。

(保沢部長) 街路樹について、追加で説明する。街路樹管理は道路種別によって県や市に分かれる。市の街路樹の管理については、市建設課で3年ほど前に路樹管理基準を作り、どのような場合にどのような形で剪定するのか、伐採するのかの基準を設けた。この基準があるので、建設課と協議を進めていき、今後の扱いも検討したいと思う。

(中村節子委員) 先ほど大橋委員がおっしゃったように、景観計画ができることは大変素晴らしいことだと思う。多くの市民の方に、この条例ができたということを知らせていただいて、自分も景観を作っている一員であるということ意識していただくようお願いしたいと思う。

(長田哲平会長) 他にいかがでしょうか。

(伊澤健二委員) 届出に対する助言や指導、勧告、是正とあるが、拘束力のようなものはあるのか。ただ、言葉であるいは書面で指導しただけでは、なかなかうまくいかない。もし、出来上がったものに対して是正をお願いしたときに、本当に是正してもらえるかどうか。農業委員会の現状では、審議はできるが法的な権限はそれほどない。もし拘束力がなければ、是正処置をお願いしたときに、本当に是正してもらえるのかどうか。この景観計画は、非常に大変な思いで作ったと思う。私も良いと思う。ただ、違反があったときにどういう対応ができるのかを知りたい。

(長田哲平会長) 事務局回答願う。

(事務局) 届出対象行為は着手前に申請していただくことになっている。既存のものはなかなか難しいが指導はしていけるのかなとは思っている。届出対象行為以外のものについては、概ね2階建ての住宅をイメージできると思うが、アンケート結果にもあったとおり、市街地の景観、田園の景観を含め満足度は高い状況で、下野市の景観は良いのではないかと結果が出ている。大きな建物ができる場合、特に景観に影響

があるのもができる場合には、届出行為を使ってお願いをしていき、必要があれば、勧告や変更命令を出していくことになる。規模が大きくなると開発行為や建築確認等あるので、連携を取りながら見ていきたいと考えている。

(伊澤健二委員) 例えば、届出不要な家を作って周りを囲った後に、住人がいなくなって、そこがゴミ置き場になってしまったりした場合に、誰に是正処置をお願いしたらよいのかということもあり、何年か後にも現在と同じように使われているということが理想的なものだと思うので、どうかそういうところまで見ていただきたいと思う。

(長田哲平会長) 他にいかがでしょうか。

(神山ゆう子委員) 景観条例で一番難しいのが6Pの自然的景観であると思うが、特に河川景観で河川敷のごみのポイ捨てや下草の繁茂である。例として姿川の写真が掲載されているが、桜並木が大きくなり花見客が毎年大勢いらしている。一方、今年の長雨で河川敷の草がかなり伸びている状態である。河川敷の管理の状況はどのようになっているのか。また、景観を維持するために、これからの課題をどのように具体的に考えているのか。

(長田哲平会長) 事務局回答願う。

(事務局) 一級河川は国県等の管理で、田川と姿川は県が管理していると思う。市では、景観やごみのポイ捨てへの対応から、姿川クリーン作戦というゴミ拾いを行っている。ただ、限定的なところもあるので、50P、51Pに記載のとおり、人材の育成や団体への支援についてもできるだけ手厚くできるように、そしてより良い景観が形成されるようにと考えている。

(長田哲平会長) 他にいかがでしょうか。

(中村節子委員) 伊澤委員のお話で気が付いた点がある。最初はよくても、空き家になったとき、特定空き家になったときに景観がひどくなるのがよくある。空き家について言及していないのではないかと思うがいかがか。

(長田哲平会長) 事務局いかがでしょうか。

(事務局) 具体的な記載はないが、空き家の景観も問題となっている。アンケートのなかでも、商店街の空き店舗の話があった。いろいろな方法があるが、危険空き家については既に市安全安心課で取り壊しに対する補助を行っている。また、市都市計画課では空き家バンク登録を通じてできるだけ流動化できるように補助制度もあるので、これらをさらに推進していく形で空き家対策を行っていくことを考えている。50Pの景観づくり推進方策のなかの優れた景観形成に対する表彰制度もあるので、例えば、空き家をうまく利用した方へ表彰する形ですすめていくことも考えられる。

(中村節子委員) 空き家や空き店舗への方策をいろいろ考えていることは私も存じ上げているが、計画に記載されていないのではないかとということ申し上げ

た。今は対策を行っているということに記載したほうがよいのではと思った。

(長田哲平会長) 事務局いかがでしょうか。

(事務局) 貴重なご意見いただいたので、ご意見に基づき検討していきたいと思う。

(長田哲平会長) 全体を通して課題は記載されているが、すでに市で取り組んでいる対策もあると思うので、整合が取れるように記載したほうが分かりやすい計画になると思う。そのあたりをお願いしたい。他にいかがでしょうか。

～委員から特になし～

(長田哲平会長) 質疑を終了する。景観計画は、今後皆様のご意見を頂きながら検討し、今年度中の策定ということで進めたいと思う。今回に関しては、本日お配りした素案のとおりで、本日のご意見を踏まえて修正していくということよろしいか。

～委員から特になし～

(長田哲平会長) 原案とおりで認める。第3号議案の緑の基本計画の策定状況について事務局の説明を求める。

(事務局) 資料6、資料7を説明します。

◆資料6

- 緑の基本計画は、目次のとおり、序章の計画の概要から、1の緑の評価と課題の整理の順に6の緑の基本計画の推進までの構成である。
- 序章の計画の概要は、計画の構成と昨今の緑を取り巻く状況の整理である。
- 8Pの緑の評価と課題の整理では6つの視点を挙げている。
- 10Pからは、6つの視点ごとに課題を整理している。
- 14Pの緑の量の視点による評価・課題では、都市公園の整備水準の維持・向上と地域制緑地の確保を課題に挙げている。
- 15Pの緑の活動の視点による評価・課題では、市民活動の促進を課題として挙げている。
- 16Pは緑地の保全及び緑化の目標のうちの基本理念である。第二次下野市総合計画の将来像や基本施策、市民の意向により、これまで引き継がれてきた豊かな自然とうるおいのある緑の次世代への継承を念頭に置き、基本理念を設定している。
- 17Pの緑の将来構造では、下野市における緑の姿を拠点、軸、ゾーンに分け設定している。拠点は4つ、軸は2つ、ゾーンは3つ設定していて、それらを表したものが18Pの図である。
- 19Pでは、基本理念を実現するため、柱となる4つの基本方針を示している。
- 20Pでは、基本方針とあわせ計画目標を設定している。総量目標では、法律や条例等により担保性のある緑の量であり、目で見て分か2項目を挙げている。令和22年を目標値として設定している。成果目標は、市全体の緑に対する市民の満足度等3つを挙げている。
- 21Pの緑地の保全及び緑化の推進のための施策の基本施策の体系では、4つの基本方

針とSDGsとの関係を示したものである。

- 21Pの基本施策の「緑をまもる」では、4つの項目について緑を保全していくということを記載している。22Pは、2つの項目の緑をまもることを記載している。
- 24Pの「緑をいかす」では、4つの項目について緑の活用を挙げ、活用に努めていくこととしている。
- 25Pの「緑とつくる」では、4項目を挙げている。
- 26Pの「緑をささえる」では、4項目を挙げている。
- 27Pでは、生物多様性の確保が必要であるため、動植物の生息地、緑のかたまっている場所、河川の水辺空間、各地区に隣接する農地等について、生物多様性を確保する空間と考えて、図のようにイメージしている。
- 29Pの都市公園等の整備及び管理の方針では、下野市の市民一人当たりの都市公園の面積は10㎡を超えていて、市街地は5㎡を超えているので、維持していくということに記載している。緑地の点検・改修・更新を実施や指定管理による管理をしていくことについて記載している。
- 30Pの緑化重点地区は重要な点であるが、設定要件を定め、設定の考え方をまとめている。事務局としては、薬師寺地区、国分寺地区、グリーンタウン地区、グリムの森周辺を設定してはどうかと考えている。
- 32Pは、それぞれの重点地区での施策を挙げている。
- 33Pは推進体制であり、厳しい財政状況等社会経済情勢が大きく変化するなかで、市民の役割、事業者の役割、行政の役割を記載している。
- 34Pでは、よりよい計画の実現に向け、計画を周知しながら検証。見直しをして取り組んでいくことを進行管理として記載している。

◆資料7

- 緑視率の用語の定義は、人の視界における緑の多さを測る割合である。直接視覚で認識できる樹木や草地、壁面緑地、芝生等の緑が対象となる。
- 測定は、測定地点から得られた画像をもとに、画像処理ソフトにより測定・算出するものである。
- 測定地点は、まだ事務局として決められていない。そのため、資料6の20Pの緑視率に数値が記載されていない。
- 2P以降、グリーンタウンの中の市道と県道について写真を撮って、緑視率がどの位かを示した資料である。
- 景観計画策定委員会のなかでは、グリーンタウン地区だけでなく、いろいろな地区の緑視率を出したほうがよいとの意見があり、今、対応を検討しているところで、次回会議に向け準備している。

(長田哲平会長) この件についてご質問やご意見はありますか。

(熊田裕子委員) 緑化については素晴らしいことだと思った。私は学校のPTA役員等をしている。緑視率について、資料7には南河内第二中学校付近が掲載されているが、学校の樹木剪定の予算が付かない。都市計画課には関係ないと思うが、樹木はどうしても伸びるので、管理ももちろん

考えていらっしゃると思うが、剪定や防虫防除は緑地化すればするほど予算がかかるのだらうと思う。このあたりも総合的に判断していただければと思う。

(長田哲平会長) 事務局いかがでしょうか。

(事務局) 担当課にその旨伝える。

(長田哲平会長) 他にいかがでしょうか。

(大橋孝治委員) 資料6の10Pの環境保全の視点による評価・課題の快適な都市環境の維持・向上では、住宅地（土地区画整理事業区域等）における緑化の推進が課題であるとの記載があるが、22Pの基本施策の④は市街地の緑環境の保全と記載されている。現実的に仁良川区画整理は街路樹を植えない方向で進めている。促進が課題であると掲載すると、市としては緑化を促進していくのだが促進できていないということになるのではと思うので、現実的などころからは疑問が残る。熊田委員がおっしゃったように、学校に限らず街路樹の維持管理には膨大な予算がかかるので、毎年剪定することはできないし、大変であることは私も分かっている。そのようななかで、促進と掲載してよいのか、逆に、保全や維持管理という表現の方がよいのではと思う。検討頂ければと思う。

(長田哲平会長) 事務局いかがでしょうか。

(保沢部長) 委員おっしゃったとおり、街路樹については、バリアフリー化や安全安心な道路計画のために、極力街路樹は植えないことで対応しているのが現実である。保全はしていくが、促進まではなかなかできないので、今後、市の担当と協議しながら進めていきたい。文章の内容も今後検討していきたい。

(長田哲平会長) 他にいかがでしょうか。

(菊地常夫委員) 20Pの総量目標のうち公園緑地等の面積の目標値は現状値より4.33ヘクタール増えているが、仁良川地区以外にどのようなものがあるのか。

(事務局) 仁良川地区以外には計画されていない。ただ、文化財課の天平の丘公園の整備等は算入されていない。都市計画課での計画はなく、都市計画課として把握している仁良川地区区画整理の公園整備面積だけ算入されている。

(菊地常夫委員) 今整備を進めている工業団地の公園は含まれていないのか。

(事務局) 含まれていない。

(菊地常夫委員) それ以外は予定されていないということか。

(事務局) 予定されていない。

(菊地常夫委員) 今後20年間の単独の整備や面整備は予定していないというように考えるが、現時点で位置づけがされていないから入っていないのか、市としては、20年間は面整備も含めて意思がまったくないかどうか。スマートインター等の工業系の開発で、場合によっては公園が増えて

くる可能性がある。自治医大の西口は、どうなるかは分からないが、場合によっては住宅の整備で、たぶん3,000平方メートルを超える開発行為は公園を整備しなければならないことになっていると思う。そういった開発行為も積極的に進めるのではなく規制をしていくことで市として考えているのか、そのあたりの姿勢を示してもらいたい。

(長田哲平会長)
(事務局)

事務局回答願う。
基本的に、都市公園の現状値と目標値を掲載したので、それ以外については入れていない。仁良川地区以外はどうなるのかということについては、あくまで分かっている範囲での目標値を掲載しているので、当然ながら、新たな公園施設の整備が計画されれば上積みされていくものだと考えている。開発行為で緑地帯等が必要であるということであればこれとは別に推進していくので、数値に現れないところはあるが、緑化を進めていく方針である。

(菊地常夫委員)

分かりました。状況に応じて採用していくということですね。面整備はまったくやらないということではないと理解してよいですね。併せて、24Pの防災拠点としての公園緑地の活用について、仁良川中央公園は防災公園として立派に整備されていると思っている。記載されている5つの公園も今後優先度を高めて防災関連施設を整備していくという考え方でよろしいか。優先的とはどのくらいのスパンを考えているのか。安全を担保するためには、こういった施設が重要で早急な整備が必要なのかなと考えているので、そのあたりを踏まえて対応していただきたい。

(長田哲平会長)
(事務局)

事務局回答願う。
仁良川中央公園につきましても、当然、防災拠点としているので、確認して検討していく。今後、優先的に整備するのかということについてであるが、一次避難所等に指定されている場所なので、初動で大きく変わってくる可能性があるので、当然推進していく。担当課の安全安心課等と連携しながら進めていければと考える。

(長田哲平会長)
(中村節子委員)

よろしいでしょうか。
先ほど質問のあった20Pの目標で、総量目標と成果目標どちらも現状値と目標値が記載されているが、目標値が20年後の設定になっている。20年後ははるか先のことで、ここにいる人達が誰もいないというように思われる。例えば、5年後、10年後、せめて10年後先の目標を設定してはいかがか。

(長田哲平会長)
(事務局)

事務局回答願う。
やはり20年後はだいぶ先の長い話であるので、中間的な見直しも必要かと考えている。34Pの計画内容の検証・見直しで、PDCAサイクルに基づき検証を行いつつ、検証結果を踏まえた適切な時期・期間における計画内容の見直しに努めるとしている。緑ということもあり、具体的な年数は決めていないが、必要に応じて検証結果を見なが

から見直しをかけていくという考えである。

(長田哲平会長) よろしいでしょうか。緑の基本計画についてはここまでとする。議案第4号の都市交通マスタープランの策定状況について、事務局からの説明を願う。

(事務局) 資料8を説明します。

◆資料8

- 目次のうち、6と7は戦略ということで、施策の取り組み、推進体制については現在検討中である。次回の審議会で説明する。
- 計画期間は令和23年度までである。戦略編は現在検討中であるが10年であり、PDCAサイクルを回していく。
- 4Pでは、アンケートによる人の動き等が記載されている。
- 5Pは都市交通に関する課題である。このマスタープランは3か年計画で策定していて、昨年度は市民アンケートと小規模簡易パーソントリップ調査を実施した。人の移動実態では、自動車での移動が約7割から8割であり、そこから見えてくる課題としては、市民の足である自動車の移動性の確保、環境負荷の軽減、通学路の安全確保等が見えてくる。市民の交通意識のうち、自動車利用に関する意識という項目では、市民の約91%が年間1回自動車を利用するという調査結果になった。その主な交通課題は、市民の足である自動車の移動性の確保、道路の走行しやすさの向上となった。また、栃木県でもサイクルツーリズムの計画を策定しているが、市民の約36%が年間1回以上自転車を利用して、課題として自転車利用の促進を図っていくという課題が見えてきた。
- 13Pは計画の基本的な考え方にぶら下がっている展開目標が記載されている。
- 14Pは都市交通の施策の立案であり、施策展開の方向性、都市交通施策が記載されていて、今回は都市交通施策までの説明である。展開目標は、「都市の交流・連携、活性化」、「暮らしの安全・快適、安心」、「環境」であり、そこから施策展開の方向性が見えてくる。「道路」、「公共交通」、「自転車交通」、「拠点地区交通」、「交通需要マネジメント」である。具体的には都市交通施策の項目であり、実際に取り組んでいたり、今後展開していく内容である。道路は13施策、公共交通は10施策、自転車交通は6施策、拠点地区交通は4施策、交通需要マネジメントも4施策という形で展開していく計画である。
- 15Pの道路交通分野の施策では、JR3駅周辺を拠点としたコンパクトシティの形成を図る幹線道路ネットワークの形成が方向性①であり、3環状6放射という言葉を使っている。17Pの図で、オレンジ色の線が外環状であり、北が県道羽生田上蒲生線で、警察署付近のアンダーを通り、石橋駅東、県道結城石橋線、上三川高校の東の通りを南下し、自治医大停車場線を抜け外周する。西側は石橋まで続く幹線農道である。黄色の線は内環状で、北側が石橋の市街地内、南側が自治医大と小金井を結ぶ市街地内である。県の区域マスタープランとも整合性を図り、市のコンパクトシティの考えにも基づきながら環状線を活用し、居住環境の向上や交通の利便性向上を図っていくために位置づけた。16Pの施策4は高速道路と接続する(仮称)下野スマートICの活用を位置づけている。施策5の市内外、市内々交流の骨格となる幹線道路の整備では、上三川町、壬生町、栃木市、小山市等と結んでいく道路について、栃木県にアドバイスやご指導を頂きながら、計画の見直しや協議、調整していきたいと考えている。

- 20 Pの公共交通分野は、市安心安全課にて今年の3月、下野市地域公共交通計画を策定しているので、その内容と整合性を図って掲載している。
- 32 Pの自転車交通分野について、栃木県でもサイクルツーリズムの計画を策定しているところであるが、下野市でも都市交通マスタープランのなかで自転車交通を位置づける。自転車利活用推進計画の検討ということでサイクルツーリズムの推進を記載しているが、これらは検討していく段階であるので、絵柄は兵庫県三田市を掲載している。
- 34 Pの多様な自転車通行空間の創出では、道路状況に応じた通行空間の整備で、自転車の専用通行帯等の整備を今後検討していく。
- 38 Pの自転車の安全利用の推進では、安全教室や交通指導員の街頭指導、自転車保険加入促進に取り組む。
- 39 Pは拠点地区交通分野であり、JR3駅への都市機能の集積、立地適正化計画と連携するものである。例えば、誰もが不便なく訪れられる交通結節点の改善ということで、都市構造再編集中支援事業により自治医大駅西口の歩道が整備されているが、たまり空間の整備や市民の方が快適に歩けるような駅前広場を整備する。
- 45 Pの交通需要マネジメントでは、JR3駅周辺のバリアフリー化等を進める。46 Pでは、環境にやさしい交通体系の利用推進として、ハイブリッド自動車等の低公害車への切り替えを推進する。
- 47 Pでは、環境を意識したライフスタイルへの移行で、コロナ禍の在宅勤務推進等を引き続き推進する。

(長田哲平会長) 事務局からの説明にご意見、ご質問はありますか。

(熊倉雄一委員) 20 P以降の公共交通について、全国の先進事例を出してやっていこうということだと思うが、都市交通マスタープランで出す場合に、下野市に即地的に対応できるような施策にすべきと思う。全国から良い事例を集めただけになっていると思う。例えば、現在整備中の石橋複合施設と自治医大との連携である。令和3年3月末策定の地域公共交通計画に掲載されているとのことであるが、少なくとも都市交通マスタープランでは、もっと具体的な計画がないと市民に訴える力がないと思う。

感想として、各計画とも立派な計画だとは思いますが、計画倒れにならないよう、各委員から話があったように、ぜひとも具体化してもらいたい。全国の同じパターンではなく、下野市はこういうふうにやっていくという下野市バージョンを打ち出してもらいたいと思う。

(長田哲平会長) ありがとうございます。

(中村節子委員) 23 Pの公共交通分野の施策3の地域ふれあいサロン等での広告資料の配布について、今年4月からAIを使ったデマンド交通になり、スマートフォンでも予約できるようになって便利になったので、下野新聞で大きく取り上げられた。広告資料を配布し認知度向上を図ると記載されているが、スマートフォンを持っていても上手く使えない方もいると思うので、もう一步進んで、使い方を教えるようにしてもよいのかなと思う。そのような内容を記載していくことも意識として大事

なことだと思う。

29Pの公共交通分野の施策9の福祉用車両（シニアカー）の導入検討と利用促進環境整備の推進について、高齢者の免許返納によって移動の足がなくなってしまうのでシニアカー導入ということが記載されている。シニアカーは電動で、シニアカーだけでなく、電動アシスト付きの三輪車というものがあるので、電動アシスト付三輪車の購入への補助も考えていってはどうかと思った。自動車の次はシニアカーというのは、健康維持のうえからもどうかと思うので、検討していただきたいと思います。

(長田哲平会長)
(事務局)

ありがとうございます。事務局どうでしょうか。

使い方を教える件については、あっても使いえないということではもったいないので、担当課である安全安心課と協議しながら、皆様に周知できるよう検討していく。電動アシスト付三輪車の購入への補助は、この計画をもとに今後検討を進めていく。

(長田哲平会長)
(菊地常夫委員)

よろしいでしょうか。他にありますか。

三つ質問させていただく。一つ目は、17Pの外環状線の整備はぜひ積極的に進めていただきたいと思います。18Pの「施策10の道路整備の効率的な整備」では、「積極的に未整備区間の整備・解消を図ります。」と断定している。3Pの図2-1の「下野市内の道路・交通の現状」では事業未着手や構想段階の道路があるが、これらの道路は優先度が高く比較的短期に整備される路線として位置づけられているのか。

2つ目は、19Pの施策13の交通安全対策の推進でゾーン30は積極的に整備を進めてもらいたいと思う。具体的な区域や整備の時期についてどの段階まで協議されているのか。

3つ目は、33Pのサイクルネットワークである。栃木県のサイクル人口は全国的にみて比較的高い。下野市には両側に姿川と田川の立派なサイクリングロードがあるものの、横断できる横軸が位置づけられていない。グリムの森、天平の丘公園周辺、薬師寺周辺、ふれあい公園周辺を観光交流拠点に位置づけているので、北と南に各1本作って繋いで拠点を周遊させるようなネットワークを検討してもらいたい。お金も絡むので、当面は横軸をサイクリングロードとして位置づけてPRをしていき、利用者を増やす方法を取り、需要がある程度高まれば自転車通行空間の整備をしていくという形で取り組んでももらいたい。立派なサイクリングロードがあるのに、横断できる道が位置づけられていないので、そのあたりを積極的にPRして利用者を増やす方策をとってはいかがかなと思う。

(長田哲平会長)
(事務局)

事務局回答願う。

一つ目の18Pの施策10の道路整備の効率的な整備については、都市計画道路や他の未整備区間の整備に積極的に取り組んでいきたい。

この場ですぐに取り組むとはお答えできないが、関係部局と協議しながら早急に環状線の整備ができるよう進めていく。

二つ目の交通安全対策について、都市計画課では具体的な把握はしていないが、教育委員会では通学路関係の調査をしているので、そのあたりと連携しながらやっていきたい。また、最近話題になっていることで、コストコができれば当然、周辺の交通渋滞や交通安全に関することも出てくると思うので、そのあたりも考慮しながら進めていければと考えている。

三つ目の観光サイクルネットワークの形成については、32Pのサイクルツーリズムを県で推進しているところで、基本的には県道が中心となった計画になるのかと考えている。そこに連携するような形で、市道、サイクリングロードをうまく有機的に繋げる方法がないかなどを今後検討していければと考える。

(菊地常夫委員) 分かりました。2つ目で聞いたかったのはゾーン30で、グリーンタウンでも車が多いので、計画に書いてあるとおり、住宅街に車が入ってくるのを積極的に規制するようにしていただけるとありがたい。サイクリングロードについては、とりあえず横軸の「この道路とこの道路がサイクリングロードですよ」と位置づけていただく。比較的幅員のある道路を設定することになると思うが、とりあえずはPRして利用していただけるような雰囲気を作って、そこから、基盤整備まで進めるかどうかを考えればよいのであって、「横軸もサイクリングロードで周回できますよ」と、下野市を知ってもらうという機会にもなると思う。お金もかからないと思うので、ぜひ位置づけとPRをしっかりしていただきたい。

(保沢部長) ゾーン30は警察の規制であり、学校から500メートル、1キロメートルといろいろあるので、そのあたりも検討しながら、道路管理者の建設課と警察とで協議し決めていきたい。サイクルツーリズムについては、県において県東や県南といった設定がされてきた。それを結ぶ横軸や縦軸の道路について、市内の幹線道路のどこに位置づけるのかは建設課と検討していきたいと思う。

(長田哲平会長) よろしいか。よろしければこのぐらいにしたいと思う。この計画も今年度皆様にご意見いただきながら策定したいので、引き続きよろしくお願ひします。その他報告事項ということで、事務局から報告願ひう。

(事務局) 景観計画策定委員会と都市交通マスタープラン検討委員会を進めながら、11月の中旬には、修正した素案等をもって皆様にご意見を伺ひたい。早めにご連絡したいと思うので、よろしくお願ひします。

(長田哲平会長) 他になければ、進行を事務局に返す。

6 その他

(事務局) 6のその他であるが、事務局からはない。皆様から何かありますか。

ないようなので、長時間にわたり慎重なご審議ありがとうございました。以上で第23回下野市都市計画審議会を閉会します。ありがとうございました。